

農業委員会名簿

出席席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	渥 美 誠	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	辻 義 則	
出席	副 会 長	伊 藤 豊	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	服 部 貢	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	三 輪 時 広	
欠席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	沖 龍 彦	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	佐 野 達 樹
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 査（事務担当）	藤 田 佳 久
主 事（事務担当）	礪 川 湧 生
主 事（事務担当）	植 松 佑 太

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 令和4年7月20日(水) 午前9時00分から午前9時20分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館2階 会議室2-1、2-2</p> <p>3. 出席委員(14人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(1人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 9 号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 決定第 4 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 4. 現況証明願</p> <p>日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>6. 農業委員会事務局職員(5人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 藤田 佳久 主事 礪川湧生 植松 佑太 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>事務局長 定刻となりましたので、只今より、令和4年7月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により渥美会長さんをお願いします。 会長さん宜しくをお願いします。</p> <p>会長 《会長あいさつ》</p> <p>会長 それでは、本日の出席者数は(15名中14名)で、定足数に達しておりますので、只今より7月定例農業委員会を開会します。</p>

<p>会長</p>	<p>審議に入ります前に、日程第 1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》 それでは、 議席番号 6 番 三 輪 時 広 委員 議席番号 8 番 加 藤 博 由 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第 9 号</td> <td>農地法第 3 条の規定による許可申請 2 件</td> </tr> <tr> <td>議案第 10 号</td> <td>農地法第 4 条の規定による許可申請 1 件</td> </tr> <tr> <td>議案第 11 号</td> <td>農地法第 5 条の規定による許可申請 4 件</td> </tr> <tr> <td>決定第 4 号</td> <td>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定について 16 件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出 7 件 2. 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出 1 件 3. 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出 3 件 4. 現況証明願 1 件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>1. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 3 件</td> </tr> </table> <p>それでは、議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 2 件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>	議案第 9 号	農地法第 3 条の規定による許可申請 2 件	議案第 10 号	農地法第 4 条の規定による許可申請 1 件	議案第 11 号	農地法第 5 条の規定による許可申請 4 件	決定第 4 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定について 16 件	専決報告	1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出 7 件 2. 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出 1 件 3. 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出 3 件 4. 現況証明願 1 件	報告	1. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 3 件
議案第 9 号	農地法第 3 条の規定による許可申請 2 件												
議案第 10 号	農地法第 4 条の規定による許可申請 1 件												
議案第 11 号	農地法第 5 条の規定による許可申請 4 件												
決定第 4 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定について 16 件												
専決報告	1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出 7 件 2. 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出 1 件 3. 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出 3 件 4. 現況証明願 1 件												
報告	1. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 3 件												
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》（1 番から 2 番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）</p> <p>以上、2 件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>												
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 9 号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>												
<p>会長</p>	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p>												

<p>会長</p>	<p>それでは、議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請2件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者はかつて自宅兼店舗でスーパーを経営していました。後継者の問題もありスーパーを廃業し、現在は以前の店舗を野菜の加工場として利用しており、加工を業者に委託し、自身は加工品の販売をしております。業績は順調で、仕入れ業者、販売先の車両の出入りが多く事業所横に停めている従業員の車が、取引の車の妨げになっております。また従業員も増加する計画もあり、これらを解決するために新たに駐車場が必要となりました。申請地は事業所から近く、周辺農地への影響も少ないため、選定しました。今般の申請にて駐車場を設置する計画です。</p> <p>以上、1件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 10号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>会長</p>	<p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 10号 農地法第4条の規定による許可申請1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請4件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>

事務局

《事務局説明》

(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成元年に愛西市で会社を設立し、倉庫業や貨物自動車運送業を営んでいます。事業も順調に推移し、平成29年には流通倉庫を増築することができました。受注が増えたことで増員した従業員用の駐車場が不足している状況です。また、倉庫での搬出入の量が多くなり、作業が重なってしまうことが度々起こるようになり、貨物自動車の一時駐車場所を用意したいと考えました。そこで従業員駐車場と貨物自動車の一時駐車場所を確保するため、今回の申請に至りました。申請地は、流通倉庫などの施設に隣接しているため効率的に使用することができ、他の農地への影響も少ないことから、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場として利用する計画です。

(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、夫が長期海外赴任中のため、実家の住所地にて母と申請者の子1人、兄夫婦とその子ども1人の計6人で生活しております。子どもが大きくなってきたこともあり、現在の住まいでは手狭であるため自己用住宅を建築することを計画しました。申請者夫婦は自己所有地がないため、いろいろな物件を探しましたが、希望する物件はありませんでした。そこで母と兄に相談したところ兄が所有する申請地に分家住宅を建築することを進められました。今般の申請にて申請地を譲り受け、分家住宅を建築する計画です。

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は雀ヶ森町で平成17年に会社を設立し、廃棄物の中間処理業務を中心に営業しています。既存の土地では手狭な状況が続いており、作業効率の上がらない状況となっています。自社車両の駐車場不足と他社からの搬入出車両の一時待機場もなく、用地不足が深刻化しています。そこで近隣でコンテナ置場や駐車場として利用できる土地がないか探していたところ、申請地の紹介を受けました。申請地は事業所からも近く、管理面から都合がよく、近隣の農地への影響も少ないため最適な土地であると考えました。なお、申請地には廃棄物や関連する資材を置くことはありません。今般の申請にて申請地を借り受け、資材置場及び駐車場を設置する計画です。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成23年に個人で創業し、令和3年に法人を設立し造園業を主業務としております。現在、植木や造園資材を保管しておくための場所がなく、協力会社に保管をお願いしておりました。法人化したあとは受注が増加し、保管が必要な植木や資材の量が増えてきたため、今後は自社で保管をしていきたいと考えるようになりました。そのための土地を探してようやく申請地が見つかりました。申請地は法人の所在地から近く、盗難防止の観点からも安心して資材等を保管することができます。また、植木置場や造園用資材置場として利用しても、他の農地への影響も少ないことから最適地として選定いたしました。今般の申請にて申請地を買い受け、造園用資材置場を設置する計画です。

事務局	<p>以上、4件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第 11号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 11号 農地法第5条の規定による許可申請4件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第 4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番から16番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p> <p>決定第4号の農地利用集積につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から16番、全体筆数は85筆、面積は79,990㎡です。1番から16番までは愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、15名の方々が借り受けております。内容につきましては、作物は 水稻、レンコン、蔬菜です。愛知県知事同意は令和4年7月4日、愛知県農業振興基金同意は令和4年7月6日、公告年月日は令和4年7月29日、契約開始年月日は令和4年8月1日 となっております。権利の内容は、賃貸借権、使用貸借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。なお、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第 4号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第 4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長</p>	<p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 4件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から7番の申請者住所氏名・申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、7件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、3件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番の願出者住所氏名・所在地、地目、面積、事由、現地確認年月日、証明年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類及び現地を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、専決報告 4件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
<p>会長</p>	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、3件の合意解約を受付いたしました。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>

会長

(発言なし)
宜しいでしょうか。
それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。

これを持ちまして、7月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前9時20分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和4年7月20日

会 長 渥 美 誠

議事録署名者
議席番号 6番委員 三 輪 時 広

議事録署名者
議席番号 8番委員 加 藤 博 由